



発行 東京都

目次

49

条 例

- 東京都営住宅条例の一部を改正する条例……………（住宅政策本部）…三
- 東京都福祉住宅条例の一部を改正する条例……………（同）…三
- 東京都小笠原住宅条例の一部を改正する条例……………（同）…四
- 東京都地域特別賃貸住宅条例の一部を改正する条例……………（同）…四
- 東京都特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例……………（同）…四
- 東京都女性福祉資金貸付条例の一部を改正する条例……………（福祉保健局）…五
- 墓地等の構造設備及び管理の基準等に関する条例の一部を改正する条例……………（同）…五
- 東京都労政会館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例……………（産業労働局）…五
- 東京都しごとセンター条例の一部を改正する条例……………（同）…六
- 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例……………（環境局）…六
- 東京都公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例……………（下水道局）…六
- 公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例……………（東京都公安委員会）…七
- 東京消防庁職員定数条例の一部を改正する条例……………（東京消防庁）…八
- 教育職員免許法関係手数料条例の一部を改正する条例……………（東京都教育委員会）…八
- 東京都都市整備局関係手数料条例の一部を改正する条例……………（都市整備局）…八
- 東京都建築安全条例の一部を改正する条例……………（同）…八

条例のあらまし

- 東京都営住宅条例の一部を改正する条例（条例第九四号）
 - 一 東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例（平成三〇年東京都条例第九三号）の改正を踏まえ、東京都営住宅の利用者の資格等を改めるほか、所要の改正を行います。
 - 二 この条例は、令和四年一月一日ほかから施行します。
- 東京都福祉住宅条例の一部を改正する条例（条例第九五号）
 - 一 東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例（平成三〇年東京都条例第九三号）の改正を踏まえ、東京都福祉住宅の使用名義者の変更の承認に係る規定を改めるほか、所要の改正を行います。
 - 二 この条例は、令和四年一月一日ほかから施行します。
- 東京都小笠原住宅条例の一部を改正する条例（条例第九六号）
 - 一 東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例（平成三〇年東京都条例第九三号）の改正を踏まえ、東京都小笠原住宅の使用権の承継に係る規定を改めるほか、所要の改正を行います。
 - 二 この条例は、令和四年一月一日ほかから施行します。
- 東京都地域特別賃貸住宅条例の一部を改正する条例（条例第九七号）
 - 一 東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例（平成三〇年東京都条例第九三号）の改正を踏まえ、地域特別賃貸住宅の申込者の資格等を改めるほか、規定を整備します。
 - 二 この条例は、令和四年一月一日ほかから施行します。

●東京都特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例 (条例第九八号)

- 一 東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例 (平成三〇年東京都条例第九三号) の改正を踏まえ、特定公共賃貸住宅の申込者の資格等を改めるほか、規定を整備します。
- 二 この条例は、令和四年一月一日ほかから施行します。

●東京都女性福祉資金貸付条例の一部を改正する条例 (条例第九九号)

- 一 女性福祉資金貸付事業の充実を図るため、事業開始資金及び事業継続資金の貸付限度額を引き上げます。
(例) 事業開始資金の貸付限度額
三、〇三〇、〇〇〇円 ↓ 三、一四〇、〇〇〇円
- 二 この条例は、公布の日から施行し、令和四年四月一日から適用します。

●墓地等の構造設備及び管理の基準等に関する条例の一部を改正する条例 (条例第一〇〇号)

- 一 会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 (令和元年法律第七一号) の施行による宗教法人法 (昭和二六年法律第一二六号) の改正に伴い、規定を整備します。
- 二 この条例は、令和四年九月一日から施行します。

●東京都労政会館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 (条例第一〇一号)

- 一 東京都国分寺労政会館及び東京都八王子労政会館の廃止に伴い、規定を整備します。
- 二 この条例は、令和四年一〇月一日から施行します。

●東京都しごとセンター条例の一部を改正する条例 (条例第一〇二号)

- 一 東京都しごとセンター多摩の移転に伴い、規定を整備します。

- 二 この条例は、令和四年一〇月一日ほかから施行します。

●都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正する条例 (条例第一〇三号)

- 一 排水基準を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令 (令和四年環境省令第一七号) の施行に伴い、東京都における公共用水域に排出する汚水の暫定排水基準等を改めます。
(一) ほう素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物に係る暫定排水基準の適用期限を令和七年六月三〇日まで (下水道業又は旅館業に属する指定作業場にあつては、当分の間) 延長します。
(二) ほう素及びその化合物に係る暫定排水基準の許容限度を改めます。
(例) 旅館業 (ほう素の濃度が一リットルにつき五〇〇ミリグラム以下の温泉を利用するものに限る。)
一リットル当たり五〇〇ミリグラム
↓ 一リットル当たり三〇〇ミリグラム
- 二 この条例は、令和四年七月一日から施行します。

●東京都公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例 (条例第一〇四号)

- 一 地方公務員法の一部を改正する法律 (令和三年法律第六三号) の施行等を踏まえ、六〇歳を超える職員の給与の取扱いに関する特例を設けるほか、規定を整備します。
- 二 この条例は、令和五年四月一日から施行します。

●公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例 (条例第一〇五号)

- 一 ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律 (令和三年法律第四五号) の施行を踏まえ、つきまとい行為等の規制を強化するほか、所要の改

正を行います。

二 この条例は、令和四年一〇月一日から施行します。

●東京都消防庁職員定数条例の一部を改正する条例(条例第一〇六号)

一 地方公務員法の一部を改正する法律(令和三年法律第六三号)の施行に伴い、規定を整備します。

二 この条例は、令和五年四月一日から施行します。

●教育職員免許法関係手数料条例の一部を改正する条例(条例第一〇七号)

一 教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律(令和四年法律第四〇号)の施行による教育職員免許法(昭和二十四年法律第一四七号)の改正に伴い、教育職員普通免許状の有効期間の更新等に係る手数料を廃止します。

二 この条例は、令和四年七月一日から施行します。

●東京都都市整備局関係手数料条例の一部を改正する条例(条例第一〇八号)

一 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和四年法律第四四号)の施行による建築基準法(昭和二十五年法律第二〇一号)の改正に伴い、規定を整備します。

二 この条例は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第二号に規定する日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行します。

●東京都建築安全条例の一部を改正する条例(条例第一〇九号)

一 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和四年法律第四四号)の施行による建築基準法(昭和二十五年法律第二〇一号)の改正に伴い、規定を整備します。

二 この条例は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第二号に規定する日又はこの条例の公布

の日のいずれか遅い日から施行します。

条 例

東京都営住宅条例の一部を改正する条例を公布する。

令和四年六月二十二日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第九十四号

東京都営住宅条例の一部を改正する条例

東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「この条において」を削り、「同じ。」の下に「又は東京都オリ

ピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例(平成三十年東京都条例第九十三号)第七条の第二項の証明若しくは同条第一項の東京都パートナーシップ宣誓

制度と同等の制度であると知事が認めた地方公共団体のパートナーシップに関する制度

による証明を受けたパートナーシップ関係の相手方(以下「パートナーシップ関係の相

手方」という。)を加え、同項第二号及び同条第二項中「親族」の下に「又はパー

トナーシップ関係の相手方」を加え、同項ただし書を削る。

第八条第一項第二号中「親族」の下に「若しくはパートナーシップ関係の相手方」を

加える。

第三十九条の二第一項ただし書中「又は配偶者」を「、配偶者又はパートナーシ

ップ関係の相手方」に改める。

附 則

この条例は、令和四年十一月一日から施行する。ただし、第六条第二項ただし書を削

る改正規定は、公布の日から施行する。

東京都福祉住宅条例の一部を改正する条例を公布する。

令和四年六月二十二日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第九十五号

東京都福祉住宅条例の一部を改正する条例

東京都福祉住宅条例（昭和三十五年東京都条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項ただし書を削る。

第十五条第一項第一号中、「直系血族又は直系姻族」を「若しくは直系血族若しくは直系姻族又は東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例（平成三十年東京都条例第九十三号）第七条の二第二項の証明若しくは同条第一項の東京都パートナーシップ宣誓制度と同等の制度であると知事が認めた地方公共団体のパートナーシップに関する制度による証明を受けたパートナーシップ関係の相手方」に改める。

附則

この条例は、令和四年十一月一日から施行する。ただし、第五条第二項ただし書を削る改正規定は、公布の日から施行する。

東京都小笠原住宅条例の一部を改正する条例を公布する。

令和四年六月二十二日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第九十六号

東京都小笠原住宅条例の一部を改正する条例

東京都小笠原住宅条例（昭和四十五年東京都条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

第五条第三項ただし書を削る。

第十九条第一項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

- 二 東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例（平成三十年東京都条例第九十三号）第七条の二第二項の証明又は同条第一項の東京都パートナーシップ宣誓制度と同等の制度であると知事が認めた地方公共団体のパートナー

ナーシップに関する制度による証明を受けた使用者のパートナーシップ関係の相手方

附則

この条例は、令和四年十一月一日から施行する。ただし、第五条第三項ただし書を削る改正規定は、公布の日から施行する。

東京都地域特別賃貸住宅条例の一部を改正する条例を公布する。

令和四年六月二十二日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第九十七号

東京都地域特別賃貸住宅条例の一部を改正する条例

東京都地域特別賃貸住宅条例（昭和六十三年東京都条例第百三十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「第一条第三号」を「第一条第四号」に改める。

第七条第一項中「同じ。」の下に「又は東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例（平成三十年東京都条例第九十三号）第七条の二第二項の証明若しくは同条第一項の東京都パートナーシップ宣誓制度と同等の制度であると知事が認めた地方公共団体のパートナーシップに関する制度による証明を受けたパートナーシップ関係の相手方（以下「パートナーシップ関係の相手方」という。）」を加え、同項第二号中「親族」の下に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加える。

第二十六条第一項第一号中「及び」を「若しくは」に、「又は姻族」を「若しくは姻族又はパートナーシップ関係の相手方」に改める。

附則

この条例は、令和四年十一月一日から施行する。ただし、第二条第二号の改正規定は、公布の日から施行する。

東京都特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例を公布する。

令和四年六月二十二日

●東京都条例第九十八号

東京都知事 小池 百合子

東京都特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例

東京都特定公共賃貸住宅条例（平成五年東京都条例第六十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「第一条第三号」を「第一条第四号」に改める。

第七条第一項中「同じ。」の下に「又は東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例（平成三十年東京都条例第九十三号）第七条の二第二項の証明若しくは同条第一項の東京都パートナーシップに関する制度による証明を受けたパートナーシップ関係の相手方（以下「パートナーシップ関係の相手方」という。）を加え、同項第二号中「親族」の下に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加える。

第二十六条第一項第一号中「及び」を「若しくは」に、「又は姻族」を「若しくは姻族又はパートナーシップ関係の相手方」に改める。

附則

この条例は、令和四年十一月一日から施行する。ただし、第二条第二号の改正規定は、公布の日から施行する。

東京都女性福祉資金貸付条例の一部を改正する条例を公布する。

令和四年六月二十二日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第九十九号

東京都女性福祉資金貸付条例の一部を改正する条例

東京都女性福祉資金貸付条例（昭和四十五年東京都条例第三十号）の一部を次のように改正する。

別表事業開始資金の項中「三、〇三〇、〇〇〇円」を「三、一四〇、〇〇〇円」に改め、同表事業継続資金の項中「一、五二〇、〇〇〇円」を「一、五七〇、〇〇〇円」に改める。

附則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の東京都女性福祉資金貸付条例別表の規定は、令和四年四月一日以後の申請に係る女性福祉資金の貸付けについて適用し、同日前の申請に係る女性福祉資金の貸付けについては、なお従前の例による。

墓地等の構造設備及び管理の基準等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和四年六月二十二日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第百号

墓地等の構造設備及び管理の基準等に関する条例の一部を改正する条例

墓地等の構造設備及び管理の基準等に関する条例（昭和五十九年東京都条例第百二十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第二号中「第五条第一項の主たる事務所又は同法第五十九条第一項の従たる」を「第五十二条第二項又は第五十三条の規定により登記された」に改める。

附則

この条例は、令和四年九月一日から施行する。

東京都労働政会館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和四年六月二十二日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第百一号

東京都労働政会館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

東京都労働政会館設置及び管理に関する条例（昭和二十八年東京都条例第五十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「及び体育」を削る。
第三条の表東京都国分寺労働政会館の項及び東京都八王子労働政会館の項を削る。
第七条第一項中「及び附帯設備」を削る。

別表一東京都国分寺労政会館の項及び東京都八王子労政会館の項を削る。
別表二ホールの項及び和室の項から附帯設備の項までを削り、同表備考3から5までを削る。

附則

この条例は、令和四年十月一日から施行する。

東京都しごとセンター条例の一部を改正する条例を公布する。

令和四年六月二十二日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第百二号

東京都しごとセンター条例の一部を改正する条例

東京都しごとセンター条例(平成八年東京都条例第六十一号)の一部を次のように改正する。

第一条に次の一項を加える。

2 センターに支所として東京都立川市柴崎町三丁目九番二号に東京都しごとセンター多摩を置く。

第三条を次のように改める。

第三条 削除

別表第二中「専門業務室」を「専門業務施設」に、「四、三三六円」を「四、三九八円」に改める。

附則

1 この条例は、令和四年十月一日から施行する。ただし、次項の規定は、同年七月一日から施行する。

2 この条例による改正後の東京都しごとセンター条例(以下「新条例」という。)第一条第二項の支所に係る新条例第五条第一項の提供施設等及び新条例第六条第一項の専門業務施設の使用に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和四年六月二十二日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第百三号

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

附則第二項中「令和四年六月三十日まで」を「令和七年六月三十日まで(下水道業又は旅館業に属する指定作業場にあつては、当分の間)」に改める。

附則別表ほう素及びその化合物(単位 ほう素として、一リットルにつきミリグラム)の項中



旅館業(温泉を利用するものに限る。)

を

旅館業(ほう素の濃度が一リットルにつき五〇〇ミリグラム以下の温泉を利用するものに限る。)

旅館業(ほう素の濃度が一リットルにつき五〇〇ミリグラムを超える温泉を利用するものに限る。)

に改める。

附則

この条例は、令和四年七月一日から施行する。

東京都公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和四年六月二十二日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第四百号

東京都公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する

条例

東京都公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和二十八年東京都条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第二項」を「第二十二條の四第一項」に改め、「占める職員」の下に「（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）を加える。

第十四条の二第三項中「職員のうち地方公務員法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された者」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。
附則に次の一項を加える。

4 職員（定年前再任用短時間勤務職員並びに地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項及び第二項により採用された者を除く。）が六十歳に達した日後における最初の四月一日以後、当該職員に適用される給料については、職員の給与に関する条例附則第十項及び第十二項の規定の例により管理者が別に定める。

附則

（施行期日）

第一条 この条例は、令和五年四月一日から施行する。

（定年退職者等の再任用に関する経過措置）

第二条 地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号。以下「改正法」という。）附則第六条第一項又は第二項の規定により採用された職員は、この条例による改正後の東京都公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（以下「新条例」という。）第二条第一項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなす。

第三条 新条例第十四条の二第三項の規定は、改正法附則第四条第一項又は第二項の規定により採用された職員について準用する。

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和四年六月二十二日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第五百号

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を

改正する条例

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例（昭和三十七年東京都条例第三百号）の一部を次のように改正する。

第五条の二第二項中「ねたみ」を「妬み」に改め、「つきまとい等」の下に「、同条第三項に規定する位置情報無承諾取得等」を、「安全、」の下に「住居等（」を、「その他その」の下に「現に所在する場所又は」を加え、「場所（」を「場所をいう。」に、「住居等」という）を「同じ」に改め、同項第四号中「、電話をかけ」の下に「、文書を送付し」を加え、同項に次の二号を加える。

八 その承諾を得ないで、その所持する位置情報記録・送信装置（当該装置の位置に係る位置情報（地理空間情報活用推進基本法（平成十九年法律第六十三号）第二条第一項第一号に規定する位置情報をいう。以下この号において同じ。）を記録し、又は送信する機能を有する装置で東京都公安委員会規則で定めるものをいう。以下この号及び次号において同じ。）（同号に規定する行為がされた位置情報記録・送信装置を含む。）により記録され、又は送信される当該位置情報記録・送信装置の位置に係る位置情報を東京都公安委員会規則で定める方法により取得すること。

九 その承諾を得ないで、その所持する物に位置情報記録・送信装置を取り付けること、位置情報記録・送信装置を取り付けた物を交付することその他の移動に伴い位置情報記録・送信装置を移動し得る状態にする行為として東京都公安委員会規則で定める行為をすること。

第五条の二の次に次の一条を加える。
（つきまとい行為等に係る情報提供の禁止）

第五条の三 何人も、前条第一項の規定に違反する行為（以下この条において「つきまとい行為等」という。）をするおそれがある者であることを知りながら、その者に対し、当該つきまとい行為等の相手方の氏名、住所その他の当該つきまとい行為等の相手方に係る情報でつきまとい行為等をするために必要となるものを提供してはならない。

附則

この条例は、令和四年十月一日から施行する。

東京消防庁職員定数条例の一部を改正する条例を公布する。

令和四年六月二十二日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第六十六号

東京消防庁職員定数条例の一部を改正する条例

東京消防庁職員定数条例（昭和二十七年東京都条例第九十五号）の一部を次のように改正する。

第一項中「第二十八条の五第一項」を「第二十二條の四第一項」に、「再任用短時間職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、第二項中「再任用短時間職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。

2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第六条第一項又は第二項の規定により採用された職員は、この条例による改正後の東京消防庁職員定数条例第一項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなす。

教育職員免許法関係手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

令和四年六月二十二日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第七十号

教育職員免許法関係手数料条例の一部を改正する条例

教育職員免許法関係手数料条例（平成十二年東京都条例第七十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「。以下「自治法」という。」を削る。

別表中七の項及び八の項を削り、九の項を七の項とし、十の項を八の項とし、十一の項から十三の項までを削る。

附則

この条例は、令和四年七月一日から施行する。

東京都都市整備局関係手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

令和四年六月二十二日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第八十号

東京都都市整備局関係手数料条例の一部を改正する条例

東京都都市整備局関係手数料条例（平成十二年東京都条例第七十七号）の一部を次のように改正する。

別表一の部第七の款三十九の項中「第八十五条第五項」を「第八十五条第六項」に改め、同款三十九の二の項中「第八十五条第六項」を「第八十五条第七項」に改め、同款四十八の項中「第八十七条の三第五項」を「第八十七条の三第六項」に改め、同款四十九の項中「第八十七条の三第六項」を「第八十七条の三第七項」に改める。

附則

この条例は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和四年法律第四十四号）附則第一条第二号に規定する日又はこの条例の公布の日の日から遅く日付から施行する。

東京都建築安全条例の一部を改正する条例を公布する。

令和四年六月二十二日

●東京都条例第百九号

東京都知事 小池百合子

東京都建築安全条例の一部を改正する条例

東京都建築安全条例（昭和二十五年東京都条例第八十九号）の一部を次のように改正する。

第八条の二中「第八十五条第五項及び第六項」を「第八十五条第六項及び第七項」に、「第八十七条の三第五項」を「第八十七条の三第六項」に、「同条第六項」を「同条第七項」に改める。

附則

この条例は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和四年法律第四十四号）附則第一条第二号に規定する日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 ○三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む) 三〇円

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山二丁目十三番七号
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

